

平成19年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成19年9月26日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第52号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」提出に関する請願

請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願
(教育民生常任委員長)

議案第53号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

請願第5号 「原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」提出に関する請願

陳情第2号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」提出に関する陳情
(建設経済常任委員長)

請願第6号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める請願

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第54号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

議案第55号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第56号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第57号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第58号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第59号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第60号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第8号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について

発議案第9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について

発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について

発議案第11号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める意見書について

第4 議員の派遣について

第5 各常任委員会の所管事務調査について

第6 報 告

報告第4号 継続費精算報告書について

報告第5号 専決処分の報告について

開 議

平成19年9月26日(水) 午後1時00分開議

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それ

によってご承知を願います。

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 勝浦市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第52号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」提出に関する請願、請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

〔総務常任委員長 児安利之君登壇〕

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第50号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 勝浦市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第52号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、質疑の中で後期高齢者医療制度の実施に伴う電算システム整備費が計上されているが、当初予算と合わせて7,668万8,000円で、これに対する国からの補助金は644万円と1割にも満たない。これでは、高齢者の医療負担のみならず、自治体財政を大きく圧迫するものであり、国に対して支出金の大幅な増額を強く求めるべきであるという意見があったことを申し添えます。

次に、請願第4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」提出に関する請願につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました請願第1号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願につきましては、なお慎重審議を期する必要があると、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして、再度、継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第 50 号 政治倫理の確立のための勝浦市長の資産等の公開に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 51 号 勝浦市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 52 号 平成 19 年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第 4 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」提出に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第 4 号は採択と決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第 1 号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める請願につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告のとおり、会議規則第 103 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。本件につきましては、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は閉会中の継続審査に付することに決

しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 53 号 平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第 5 号 「原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」提出に関する請願、陳情第 2 号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」提出に関する陳情、以上 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。高橋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 高橋秀男君登壇〕

○教育民生常任委員長（高橋秀男君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る 9 月 20 日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第 53 号 平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 5 号 「原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」提出に関する請願、陳情第 2 号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」提出に関する陳情につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第 53 号 平成 19 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第 5 号 「原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書」提出に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第 5 号は採択と決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、陳情第2号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は採択と決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第6号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 黒川民雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月21日、委員会を開催し、その審査を終了いたしました。

その結果、請願第6号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める請願につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより請願第6号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第6号は採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第54号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第54号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に3,361万円を追加し、予算総額を70億711万4,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち農林水産業費におきましては、林業費に123万円を追加し、消防費におきましては災害対策費に169万6,000円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費を主に3,068万4,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源といたしまして、歳入予算に分担金及び負担金438万5,000円、国庫支出金1,790万5,000円、県支出金97万2,000円、繰越金214万8,000円、市債820万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、現年発生補助災害復旧事業債の追加及び現年発生単独災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

以上で議案第54号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第54号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

説明は事項別明細書により歳出から行います。恐れ入りますが、14ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち林業費に123万円の計上であります。負担金補助及び交付金120万1,000円につきましては、勝浦市森林機能強化対策事業補助金で、上野地区及び総野地区の育林事業者15名が行う森林の下刈り、枝打ち、間伐等の事業に対する補助で、8月29日付で県補助金の内示がありましたので、今回、計上したものであります。

16ページをお開きください。消防費であります。災害対策費に169万6,000円の計上であります。職員手当169万6,000円につきましては、9月6日から7日にかけて来襲いたしました台風9号に対する警戒配備及び避難所設置に伴う職員61名分の時間外勤務手当であります。

18ページをお開き願います。災害復旧費であります。農林水産施設災害復旧費のうち農地農業用施設災害復旧費に895万5,000円の計上であります。7月14日から15日にかけての台風4号により被害を受けた田畑等の農地農業用施設10カ所の工事請負費及び事務費であり、9月10日と11日の両日、災害査定が行われまして、これにより事業予算が確定いたしましたので、今回、計上したものであります。

続きまして、漁港施設災害復旧費に55万円の計上であります。工事請負費55万円につきましては、漁港施設災害復旧工事費で、9月6日から7日の台風9号により被害を受けました大沢漁港の防波堤及び船引き場の復旧工事費であります。

次に、公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋りょう等災害復旧費に2,117万9,000円の計上であり

ます。農業災害と同様に、台風４号により被害を受けました市道７路線、河川３カ所の工事請負費及び事務費で、９月１９日の災害査定で事業予算が確定しましたので、今回、計上したものであります。

以上で歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。１０ページをお開き願います。分担金及び負担金であります。分担金のうち災害復旧費分担金に４３８万５,０００円の計上であります。農地農業用施設災害１０カ所分の地元分担金で、畑につきましては事業費から国庫負担限度額の５０％分を差し引いた額、畦畔につきましては事業費の５０％、農道及び水路につきましては３５％相当分であります。

次に、国庫支出金であります。国庫負担金のうち災害復旧費国庫負担金に１,７９０万５,０００円の計上であります。公共土木施設災害復旧費負担金１,３３３万５,０００円につきましては、台風４号により被災した市道７路線、河川３カ所の工事費等に対する６６.７％相当分であります。

農林水産施設災害復旧費負担金４５７万円につきましては、先ほど分担金の説明でも申し上げましたとおり、農地農業用施設災害１０カ所について、畑は補助限度額の５０％、畦畔につきましては５０％、農道及び水路は６５％相当分であります。

続きまして、県支出金であります。県補助金のうち農林水産業費県補助金に９７万２,０００円の計上であります。森林機能強化対策事業費補助金で補助率１０分４であります。

繰越金であります。前年度繰越金２１４万８,０００円につきましては、財源調整として計上いたしました。なお、今回の計上により今後の留保財源は９,８２１万４,０００円となります。

１２ページをお開きください。市債であります。災害復旧債に８２０万円を計上いたしました。農林水産施設災害復旧債５０万円につきましては、台風９号により被害を受けました大沢漁港の防波堤及び船引き場の復旧事業費に係る現年発生単独災害復旧事業債で、充当率１００％を見込んでおります。

公共土木施設災害復旧債７７０万円につきましては、台風４号により被害を受けました市道及び河川の復旧事業費に係る現年発生補助災害復旧事業債で、同じく充当率１００％を見込んでおります。

以上で一般会計補正予算（第５号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○１０番（児安利之君） 歳入の起債について、若干お尋ねします。まず一つは、借り入れ先はどこか。もう一つは、利率が追加も変更も４％以内となっているが、おおよそどのぐらいのパーセントで借りられる見込みであるのか。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、市債の借り入れ先でございますけども、これは政府資金、財政融資資金を予定しております。利率ですが、見込みですと１０年もので２年据え置きで１.４％を見込んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○１０番（児安利之君） かねがね思っていたのですが、こういう災害復旧などの場合の起債の場合には、一般的な起債と違って、緊急も要するし、また、必ず復旧しなければいけないという性質から、一般的な起債よりも有利な方法というものはないのかどうか。１００％の充当率なんだけれども、その起債の内容がどうなのか。その辺の有利な起債方法というものはないのかどうか、念のため。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。災害復旧債につきましては、元利償還金、これに交付税措

置がございます。公共債につきましては98%、単独債につきましては47.5%の交付税措置がありますので、これは従来どおり、政府資金を借り入れるということで対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第55号ないし議案第59号、以上5件を一括議題といたします。本案はいずれも勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてであります。職員に議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第55号から議案第59号までの勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年9月30日をもって任期満了となる勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員5名の者の後任について、次の方々に委員を委嘱いたしたく、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

初めに、議案第55号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に藤井 一君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

藤井 一君の経歴を申し上げますと、昭和51年4月に早稲田大学法学部入学、昭和55年10月、司法試験合格、昭和56年3月、同大学卒業後、司法研修所を経て、昭和58年4月に弁護士とし開業、平成6年4月より藤井・滝沢総合法律事務所を開設し、現在に至っております。この間、千葉県消費者センターアドバイザー、千葉県建築紛争審査会委員、千葉県入札監視委員会委員及び平成16年10月から現在まで勝浦市情報公開審査委員会委員を務められております。

次に、議案第 56 号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に石井洋子君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

石井洋子君の経歴を申し上げますと、昭和 29 年 3 月、県立夷隅高等学校を卒業後、昭和 30 年 12 月から平成 8 年 3 月まで大原郵便局及び勝浦郵便局に勤務されました。この間、昭和 48 年 8 月から 5 年間は、全通信労働組合中央本部役員として専従勤務されておりました。また、平成 16 年 10 月から現在まで、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第 57 号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員に大口喜夫君を再任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

大口喜夫君の経歴を申し上げますと、昭和 32 年 3 月に電気通信大学電気通信学部を卒業後、昭和 32 年 3 月から平成元年 12 月まで日本郵船株式会社に、平成 2 年 2 月から平成 11 年 6 月まで郵船コンピューターシステム株式会社に勤務されておりました。また、平成 16 年 10 月から現在まで勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められております。

次に、議案第 58 号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員として、長谷川和夫君の後任に江澤始一君を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

江澤始一君の経歴を申し上げますと、昭和 34 年 3 月に県立大原高等学校を卒業後、昭和 36 年 1 月、勝浦市役所に就職、昭和 59 年 4 月より監査委員事務局長を務め、以来、保険衛生課長、福祉事務所長、税務課長、議会事務局長を歴任し、平成 11 年 4 月より平成 19 年 3 月まで 2 期にわたり収入役を務められました。

次に、議案第 59 号について申し上げます。本案は、勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員として吉野梓楼君の後任に庄司 誠君を委嘱したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

庄司 誠君の経歴を申し上げますと、昭和 41 年 3 月、県立大原高等学校を卒業後、同年 4 月に日本大学法学部に入学、昭和 45 年 4 月から平成 18 年 3 月まで千葉県庁に勤務されました。この間、平成 14 年 4 月に商工労働部経済政策課主幹兼財団法人勝浦海中公園センター所長を初め、平成 16 年 4 月に夷隅農林振興センター主幹などの要職を歴任されております。

以上、5 名の方々は、人格及び識見において勝浦市情報公開・個人情報保護審査会の委員として適任であると考えます。なお、任期は平成 19 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上で議案第 55 号から議案第 59 号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 55 号ないし議案第 59 号、以上 5 件につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号ないし議案第 59 号、以上 5 件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第 55 号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 55 号については、これに同意することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 56 号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 56 号については、これに同意することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 57 号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 57 号については、これに同意することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 58 号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 58 号については、これに同意することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 59 号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 59 号については、これに同意することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第 60 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。目羅係長。
〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第 60 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 19 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員、野渡紀久男君の後任に高梨薫敏君を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

高梨薫敏君の経歴を申し上げますと、昭和 47 年 3 月に東京歯科大学大学院卒業後、昭和 47 年 4 月から高梨歯科医院に勤務され、昭和 60 年 1 月から高梨歯科医院院長として現在に至っております。この間、平成 12 年 4 月から平成 15 年 3 月まで夷隅郡市歯科医師会会長、平成 14 年 7 月から平成 15 年 6 月まで勝浦ロータリークラブ会長を歴任されております。その人格と識見は、教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 60 号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第 60 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第 60 号については、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第 3、発議案を上程いたします。

発議案第 8 号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10 番 児安利之君登壇〕

○10 番（児安利之君） ただいま議題となりました発議案第 8 号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、

強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなります。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えません。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言えます。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成 19 年 2 月からクレジット被害の防止と取り引き適正化に向けて、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みです。

今回の改正においては、消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取り引き適正化を実現する法制度が必要であります。よって、国に対して割賦販売法改正に当たって、次の点に配慮した法改正をするよう強く要望しようとするものであります。

1、過剰与信規制の具体化。

クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2、不適正与信防止義務と既払金返還責任。

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけではなくて、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払金の返還義務等を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。

一、二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4、登録制の導入。

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただきまして、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第 8 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第 8 号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第8号 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、発議案第9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について、発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。高橋秀男議員。

〔11番 高橋秀男君登壇〕

○11番（高橋秀男君） ただいま議題となりました発議案第9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について、発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書について申し上げます。広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人々の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には重大な放射線後遺症の被害を与えました。現在も26万人近くの生存被爆者が原爆放射線の影響により多重がんなどの重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じています。しかし、これらの人々が原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっています。現在、原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約1%にすぎません。

こうした中、原爆症の認定について、国を相手に却下処分の取り消しを求める訴訟が全国各地で提起され、大阪、広島、仙台の地方裁判所においては原告全員の、また、名古屋、東京両地方裁判所においても、多数の原告の訴えを認め、国に対して認定却下処分の取り消しを命ずる判決が出されました。しかしながら、国は控訴しております。

被爆から62年が経過する中で、提訴者は年々高齢化し、既に死亡された方もおられます。被爆者の救済には、一刻の猶予も許されません。よって、国においては被爆者の原爆症の認定に当たっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、高齢化する被爆者の一日も早い救済を図るため、現行認定基準の抜本的改善など、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を図るよう強く要望しようとするものであります。

次に、発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について申し上げます。歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが8020運動によって実証されています。また、多くの国民は、歯科医療について保険診療の範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかし、現実の歯科医療では歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して、保険給付範囲が年々縮小されています。例えば、平成18年の診療報酬改定では、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会員の82%が歯周病の治療ができにくくなったとの調査結果に端的に

示されているように、事実上、歯周病の治療・定期的管理は、保険診療で行えなくなりました。また、義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でよりよくかめる義歯の提供が困難になっています。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っています。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねません。

よって、国に対して咀嚼や口腔機能の維持・回復に伴う健康の増進、向上を図る観点から、保険診療による歯周病の治療・管理の充実を初め、よくかめる義歯の提供など、よりよい歯科医療を図るよう強く要望しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、この文言中、聞きなれないＱＯＬという言葉がございます。これはクオリティー・オブ・ライフの頭文字で、内容は、国民の生活を物質的な面から量的のみをとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて質的にとらえる考え方で、生活の質、人生の質、生命の質ということでございます。以上であります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第9号及び発議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第9号及び発議案第10号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第 11 号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔17 番 黒川民雄君登壇〕

○17 番（黒川民雄君） ただいま議題となりました発議案第 11 号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

農業、米づくりが地域の基幹産業として地域経済に果たしている役割は大きく、農業と稲作の振興が大きな課題です。稲作農家は、水より安い米価（水は 500 ミリリットル入りペットボトルが 120 円前後、同じペットボトルに精米を入れると約 3 合入るので 100 円前後）という厳しい状況のもとで、懸命に米づくりに励んでおり、規模拡大を図っても採算割れしている米価では経営は立ち行かず、稲作経営の将来に不安を深めているのが実態です。

一方、政府においては、包括的な自由貿易である E P A（経済連携協定）交渉が進められ、さらに財界では「食料自給率引き上げは限界があり、輸入による食料安定供給には E P A が有効」と、その推進を示しています。しかし、このまま市場開放を進めれば、価格はさらに下落し、食料自給率は向上はもとより、日本の農業は悲惨な事態になりかねません。W T O 協定受け入れと同時にスタートした食糧法のもと、米価の下支え機能がなくなり、米価は平成 5 年の 1 俵 2 万 2,760 円から現在では 1 俵 1 万 5,000 円を下回り、1 俵約 8,000 円も下落し、農家の手取り価格は 1 俵 1 万 3,000 円前後になっております。国の調査によると、米 1 俵の生産原価は 1 万 7,205 円と発表されており、この生産原価を大幅に下回った米価となっています。

また、稲作農家の 1 人当たりの日額は、平成 16 年産米の米価水準で計算すると、2,959 円と驚くほど低い水準となっており、勤労者が求める最低賃金要求の日額 8,000 円で計算すれば、米価は 1 俵 2 万円になり、稲作農家が希望する適正な米価水準と合致いたします。

よって、国に対して食料自給率向上と安全な食の願いにこたえる農政を実現するため、さらに、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を保障し、国民の主食、お米づくりを続けるために、1 俵 2 万円に米価を支える制度を確立するよう要望しようとするものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第 11 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第 11 号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第 11 号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議 員 の 派 遣 に つ い て

○議長（末吉定夫君） 日程第 4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第 157 条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（末吉定夫君） 日程第 5、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第 97 条及び第 103 条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第6、報告であります。

報告第4号 継続費精算報告書について、報告第5号 専決処分の報告について、以上2件につき市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第4号 継続費精算報告書及び報告第5号 専決処分の報告について申し上げます。

初めに、報告第4号 継続費精算報告書についてであります。本件は、平成18年度勝浦市一般会計の精算報告であります。平成17年度から平成18年度までの2年間で実施いたしました勝浦小学校改築事業の完了に伴いまして、精算報告書を調製したものであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についてであります。本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、8月23日、専決処分いたしましたので、ご報告いたすものであります。

なお、内容につきましては、それぞれ報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第4号及び第5号の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第50号～議案第53号、請願第1号、請願第4号～請願第6号、陳情第2号の総括審議
1. 議案第54号～議案第60号の総括審議
1. 発議案第8号～発議案第11号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第4号～報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員